

る。

終に際して、稿中に脇水博士より御懇篤な指導を賜つた部分が多いことを記し、茲に厚く感

謝の意を表する次第である。(完)

(昭和一一・二・二八)

山城瓶原の大井手と例幣使料地

吉 田 敬 市

瓶原大井手

一

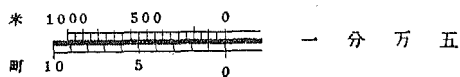
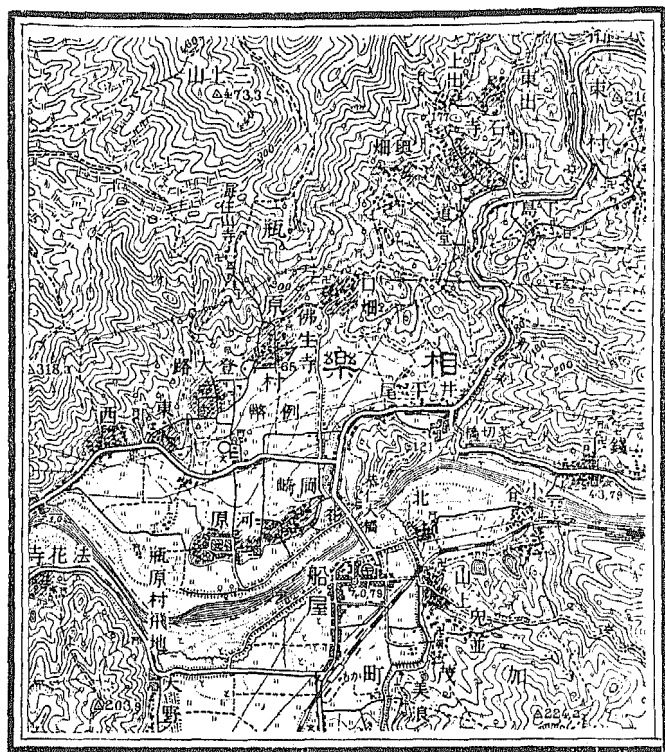
山城國相樂郡瓶原村は聖武天皇恭仁京の故地天平文化の建設地として、泉川の清き流れと共に其の名は人口に膾炙されてゐる。然し星霜流れて千有餘年の今日に於ては當時の宮址―國分寺遺蹟―等僅かに其の面影を留むるに過ぎず、耕田聚落相連らなる農村と化してゐる。

然るに鎌倉時代に至り、傑僧慈心上人によつて蜿蜒一里半に及ぶ一大灌漑用水路が開鑿さ

れ、爲に瓶原古都の地に約百八十餘町歩の水田を開拓し、居民其の恩恵を蒙る事實に七百年の久しきに及ぶ。而して其の用水路の管理又は灌漑方法に至りては、創設以來連綿として上人の教を遵守する十六人の井手守によつて行はれ、今日に及んでゐる事は用水史上特筆すべき事柄である。

又徳川時代に於ては此の地域を以て、伊勢大廟並に日光東照宮の例幣使料地として選定され

第一圖 瓶原地形圖



重きを爲して來た。

かく瓶原の地は恭仁京を始め大井手、例幣使料地等史蹟地として價值深き地域であるが筆者

は之を單に史蹟として見るのみならず、大井手の灌漑用水問題、例幣使料地設定の地理學的考察を試み、以て未だ世上多く知られざる右二問題に就き紹介論述せんとするものである。

而して本文を草するに至つた所以は、數年前故内藤先生を瓶原山莊にお訪ねした際、本問題に就き先生より御注意を受けた事に基くものである。爾來二三回先生より御指導と資料蒐集の便とを仰ぎ漸く茲に拙文を纏めた次第である。然るに今や先生の御靈前に本稿を捧げざるを得なくなつた事を悲しむものである。

瓶原村は山城の南端近くにあり、關西線加茂驛より約二軒の距離にある。地域は所謂筭置山脈の起伏する地帯にして、加茂の小獨立盆地の北部を占め、

地形は北に三上山を主峰とする山地があり、南木津川に傾斜し、東部は流水岡の丘陵が木津川に急聳し風光を添え、其の東麓に古の布當川たる和東川が注いでゐる。和東川が村の東境に沿ふ所は稍深い谷を刻み兩岸急斜をなし、僅かに信樂街道が急斜面の中央に通じてゐるに過ぎない。大井手は此の和東川の水を取り入れ、右急傾斜面の信樂街道上を迂廻開鑿し瓶原へ引き入れたものである。又地域の西部は山地が木津川に急迫し、對岸賀背山との間に僅かに水路を通じてゐる。

かく北・東・西の三方が山地に圍繞せられ、南のみ木津川に傾斜展開してゐるため、氣候溫暖、雨量湿度亦適度である。従つて北部の山地は約二百七八十米の上までよく耕やされ、柑橘の栽

山城瓶原の大井手と例幣使料地

培地として早くより開けた。

地域の地質構造を見るに、北部山地は主に變質せる古生層より成り、その東境には花崗岩の露出があり、中央部の丘陵耕地は洪積層である。洪積層は東西兩部に現はれ、西部は村の中央の佛生寺・登大路・市場より河原・岡崎に至る一連の丘陵地がそれで、東部は山麓から中島に至る半島形の丘陵地の部分である。洪積層の部分は砂礫質が多く、土性は稍砂質である。故に用水の滲透力大であつて耕作には苦勞少きも、米質は低平地の冲積層に比し劣り産額も亦多少少ない。河岸附近から井平尾及び市場の西方一帯は冲積層である。土性壤土にして、水の保有力大にして、米質よく産額も共に洪積層の地域より多い。かく此地域に於ても洪積層と冲積層とは地形上一見して其の何れかを概知する事が出来る。洪積層の丘陵地の特性として、用水不足を來し灌漑困難なるが普通である。

瓶原は中央の大部分が洪積層にて水掛りが不

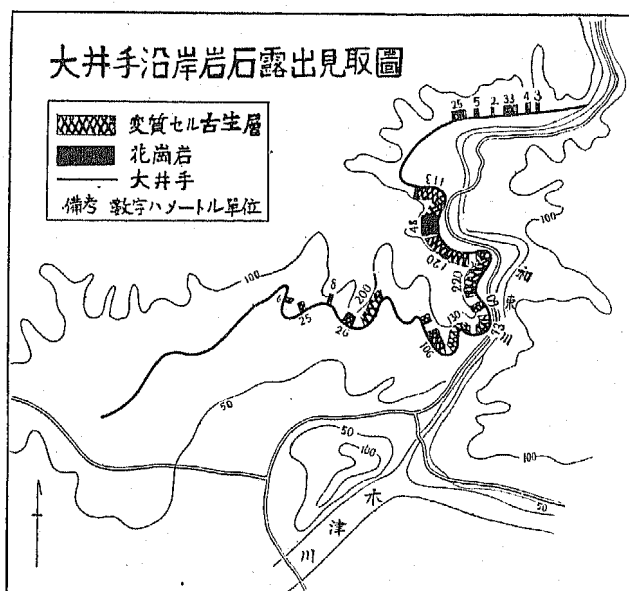
良で、慈心上人が本地域を訪ねた時迄は畠地であつたといふ事である。仍で上人は萬苦を忍び大井手を開鑿し、遂に此の洪積層の地域迄全部現在の通り水田と爲したものである。大井手を開鑿せずんば、永久に此の洪積地帯は水稻實る所とはならないのである。何となれば他に山川の水を堰溜める溜池を築造する事を地形上許されざる所であるからである。

三

瓶原大井手とは、木津川の一支流たる和東川に水源を求め、西和東村撰原の西方、合同電力和東川發電所の側に堰堤を築き導入し、和東川に沿ふて其の右岸を開鑿した水路によつて、同村井平尾・口畑・佛生寺の下を過ぎ登大路（村役場北西）に至る其の延長實に三千七百五十三間（六八二三米）に及ぶ一大灌漑用水路である。

本用水路沿線の地形は、大體古生層の傾斜地域である。従つて上流より下流まで、北高南低をなし、中央部の最急斜の部分は七十度の急傾

大井手沿岸岩石露出見取圖



斜を示した所がある。而して井手と木津川の水面との高差凡そ三十五米乃至四十五米である。井手は瓶原平地を灌漑する目的で設定された

ものであるから、其の水位標準を瓶原平地の最高地點に置いてゐる。即ち本灌漑路は平地と山地との相接する地點に開設せしもので、之以上の高さを必要としないといふ所まで達してゐる。従つて灌漑は極めて簡單で、井手より任意必要部分に於て放水口を設けると、南部の傾斜地域へ自由に給水する事が出来るのである。

大井手沿線の地質は古生層の堅岩が主となり、所々に右古生層を破つて花崗岩の露出がある。第二圖は筆者が昭和九年一月二十一日井手守中西彦治氏外二氏の御案内により實測した岩石露出見取略圖である。圖に明かなる如く、堅岩露出の最も著しい個所は、井手の略々中央部、即ち北部山地の急斜面が和東川の溪谷に迫り、信樂街道を扼する附近である。上流地域には花崗岩の露出が多いが、此の急斜面は殆んど變質せる古生層である。變質せる古生層は片麻岩又は雲母片岩・石英片岩にして、變質の程度により岩質堅軟の度を異にし、従つて開鑿工事

の上に難易を來した事であつたらう。特に變質の進まざるジョイント少き岩塊が井手面に聳立ち、其の高さ最高十七八米延長數十米に達する所がある。花崗岩も變質霉亂せしものは、其の工事稍安易であつたらうが、中には西和東村字道堂の檢分岩の如く、巨巖が聳立し開鑿上餘程困難を來したと思はれるものもある。而して花崗岩の露出個所は合計七ヶ所、其の總延長約百十九米、古生層の露出個所七ヶ所、其の總延長九百六十八米であつた。此の調査によつて本井手開鑿當時幾何の難工事であつたらうか、其の概略を推測する事が出来る。慈心上人開鑿當時の工事内容を示す資料は、今日何物をも留めないで、其の内情を知る事を得ないが、七百年の昔測量・開鑿技術等の幼稚なる時代に、かくも大規模にして然も天嶮なる堅岩を開鑿し得た事には驚かざるを得ない。察するに慈心上人の感化力偉大にして、衆民よく一致の努力に據つて、遂に文字通り精神一到、克く此の巨巖堅岩を開

ハ　ヅ　シ　（放水装置）



よる等で掘下げを行ひ、又流路の變更等を認められる。故に現在の井手は、慈心上人開鑿當時のものに、局部的に多少の變更を加へられた事は事實であらう。然し之等後世の工事は何時行はれたものか明かでないが、火藥使用等の個所は時代新しいものの様である。

次に井手の構造に就いて見るに、深さ平均二尺、水深平均一尺、幅平均六尺にして水量凡そ

鑿し得たものと思はれる。尙之等沿線に突出する岩石を精査するに、或部分は火藥を以て爆破せし跡を遺し、或る部分は（軟弱なる地層の地之に

毎秒時十二立方尺内外といふ事である。堤防は傾斜地に開鑿したものであるから、南側のみに築かれた片方堤防である。其の上部幅員平均六尺内外である。堤防はかく急崖を開鑿したのだから、時に大破壊を來したであらうが、その痕跡たる大修理の石垣等築いたやうな形跡が見當らない。之は幸ひ大破壊を免かれたものか、或は破壊の都度、山際に新な溝を開鑿し、高い石垣を築くの勞資を省いたものか明かでない。然し所々に切り下げられた崖面が、溝に向つて急斜してゐる部分を見ると、或は後者の場合が過去に於て繰返されたものかとも考へられる。此の急崖面は所々柔弱なる崖錐や粘土質の部分が、あり、地之りがよく起る地質であるのを見ると、愈々この推測を深くする。

勾配は實測に依ると千二百五十分の一といふ事である。地形圖を讀んで見ても略々見當はつく。即ち水源地附近に於て高距約七十米、最終點に於て約六十五米である。延長六・八千餘に對

して其の間の高さ五米であるから大體合致する。

水源の堰は和東川を横斷し、木材鹿寨工事で井堰を造り、この堰を井手枕と唱へてゐる。近時井手枕束詰より西へ三間の所に、約一坪程のコンクリーにて井手枕受岩を築き、恒久的工事とした。この井手枕は井手の源であり、開鑿者慈心上人は、此の側の花崗岩の巨岩の側にて八大龍神を祀り、水路開鑿安全通水を祈つたと傳へられる由緒深き地である。依つて井手に關する總ての祭祀又は行事は、井手守等此地に集合し、以つて慈心の功德に感謝し、豐穰無災を祈る清淨崇地としてゐる。水路は此の井手枕より始る。而して井手の水量を測定する爲に水量りと稱する量水標三ヶ所がある。洪水時には此の水量りにて水量を測り、適宜放水路より放水調節するのである。この調節放水口は俗に「ハヅシ」と稱へられ、堰より稍下流に元四ヶ所その下流に四ヶ所、一のハヅシより八ノハヅシまで

都合八個のハヅシがあつた。現在は右の中一ノハヅシを缺き、他に二ヶ所増設してある。

水量りの方法「ハヅシ」の取扱についても各々部署を定め、且つ詳細なる規定によつて行はれてゐる。又大井手と山川と相交る地點は、山川の水は大井手の下を通る仕掛になり、山川の上を横斷する用水路は「船」と稱する特殊なる構造になつてゐる。船は元、松板で長さ十二尺、幅一尺、厚さ三寸のものを六枚合せて底とし二枚を兩壁とした一の筧で、之は毎年一ヶ所宛改造して來た。其の船は合計五ヶ所である。而し過ぐる大正元年より石造に改築し、恒久的構造となつてゐる。船の改造は慈心上人の教によつて今日まで遵守して來たものである。毎年改造する事は不經濟だから、之を恒久的石造に改めた事は、國家經濟上喜ぶべき事柄であるが、反面七百年來の遺風を破られ惜しい事である。

井手より水を耕作地へ落す放水口を水口と稱へ、全城七ヶ所ある、其の名稱と灌漑區域とを

記すれば左の通りである。

あしだ水口―井平尾・岡崎

古あしだ水口―同前

かね一坂水口―口畑・佛生寺・岡崎・河原

山ノ上水口―同前

金ヶ辻及石ヶ辻水口―佛生寺・岡崎・河原

里ノ坊水口―登大路・佛生寺・岡崎・河原

小林・馬場崎水口―登大路・岡崎・河原

次に用水を公平に分ける爲に井堰を設けてある。一は炭竈井堰と一は登大路井堰である。後者は大規模なる井堰にして俗に千本杭と言ふ。之は一は西、河原地域へ、一は河原、岡崎方面に、水が分れる部分に當るので、用水配給を公平にする爲め、且つ、其の年の灌漑期間中その部分が破損せざるよう、徑五糎長サ四十五糎乃至七十五糎の生松木（之を鯉節と言つた）を、隙間なく打込むので之を千本杭と言つた。之も七百年來遺風を繼いで來たものだが、現在はコンクリーに改められ、舊風を見る事が出來なう。

但し鯉節と稱する杭を打込むことは口畑の尻屋と、登大路の千本杭との二ヶ所であつた。然し尻屋のものは山川の土砂流出を防止する爲めのもので意味を異にしてゐる。

四

大井手の管理及び給水の方法年中行事等に就き述べよう。大井手管理は井手守と稱する十六人の井手を直接管理する者がある。之は慈心上人が始められたもので、上人其の管理法を定められたものを條文にしたものが、現在同村井手守のうちに保存せられてゐる。瓶原井手之記、並に瓶原大井手之覺と稱する二卷である。右二卷が治水に關する根本法規で井水御證文と稱してゐる。今日猶右條文記載の形式に依り大體行はれてゐる。其の條文は何時頃書かれたものか明かでないが、瓶原井手の記に據れば、文祿四年の記、次で寛永十一年寫とある。故に井手記は上人設定後幾度か書改められたものであらう。承應二年が最後の記述年代である。之は同

年瓶原地域を以て、例幣使料地として設定されし際、上司に此の舊記を新に記述して奉つた當時の年代である。其の沿革を明かにする爲め右舊記録を左に記載する。

瓶原井手之記

山城國相樂郡瓶原是聖武皇帝之御宇天平十二年庚辰暫此處に宮居し給により恭仁の都と稱す。海住山寺則皇帝の睿願良辨僧正の草創なり。其後星霜つと久しくして土御門之院之御宇承元二年に解脫上人貞慶笠置石窟より此山に移住し再興有りしかば中興と奉崇、此解脫上人に御弟子あり慈心上人覺眞と號す。仕官のむかしは、參議正三位兼民部卿長房則甘露寺長卿の長男なり。貞慶の道をしたひ、承元四年に此山林にのぼり終に繆纓を擲て出塵の法となり給ふ。内外の才智則にて源光律藏戒體水清く花香に通圓頓之教徹三密之旨解脫上人道場をうけて海住山に住し廢れたるを興し、絶たるを續、五大院に居をしめ給ふ。其の昔は此瓶原畠地而已にして、稻租不_レ曾生熟_一上人深く此民を憐み、みづから山澗を廻見して貞應元年壬午和東郷より山谷の險を平げ石岸の嶮を穿ち終に三千七百五十三間之水路を通じ給ふ。是非人凡所作權化の濟度と可謂。其後は毎夜かの水路邊岩崩石穿のひびきほのかに聞く。程なく井手成就し、此所初而五穀秋成の地となる。自爾後溪澗潄々とし

山城瓶原の大井手と例幣使料地

て旱魃の年と雖も無愁、民戸豐饒し、御貢代々をへて斷事なし、實に此上人の洪恩たれか仰幾何人か崇まざらんや。如此井手たるにより滑澤遙なりといへども、他郷より聊水路に妨をなす事不得是往古より定れる掟也

井手之中に水秤の石三ヶ所あり頭巾石・烏帽子石・牛ヶ鼻此石を以て水五分より十分餘の増減を量り、堤の崩破を知る事上人以來の教也。此井手守十六人被_レ附置之十六善神表示。

井平尾村	四人
岡崎村	貳人
川原村	貳人
西村	貳人
登大路村	壹人
佛生寺村	貳人
口畑村	貳人
奥畑村	壹人

都十六人無_レ退轉、若子孫無_レ之之輩者、十六人家筋七歳以下之者爲_レ養子_一其家を乞_レ相續_一也
毎年正月に吉日良辰を撰、井手守集_レ井關に設_レ三重棚奠_一幣帛_一備_一白餅御酒_一井手祭在_レ之。春より夏まで井手守會合十六度相究て、修理普請不懈意_一相勸_一井手守不_レ及_一分際_一所郷中江觸_一之人足を加_レ修補_一之。早開は吉日に井手守田地を植はじめ、其後郷中植也。早苗振是又同前也。至_二五

月、瓶原家並に出て井關より井手すゑ迄掘之。當日海住山寺僧來座より八人出於井關、無水旱隙、五穀成熟之祈禱あり、八人は八大龍王之表示なる由。依之、産屋七十五日死穢三十五日井手堀に忌之不出也。

瓶原田植初てより毎日井手守二人宛井手末より井關を上り、漏費ざるやうに相守事懈怠無之、奥畑村井手守は井關に近きにより俄なる洪水に馳到て水切落す役人故、毎日の勤ハ無之。

下山人屋どりしも田・畑・川・里坊五ヶ所宛有之、此宛は當所地頭守護人ら可被遣之。

井手守十六人給田三町三段諸役免許也。内壹段は井手守中之觸役給田也。上人以來右田地檢地無之。右給田ハ太閤秀吉公御代、長東大藏大輔爲奉行、天正十七年己丑檢地有之、先規之通、雖相斷不被許之、運地となる。然れども右之内十六反は高一石宛被令免除也。往昔より三町三反の田地賣買之不及沙汰。

慈心上人七十五歳にて寛元六年正月十六日御入滅也、井手守十六人御上人御命日寄合、報恩講永、不可令怠慢者也

尔時 文祿四年乙未二月

此井手記は從_レ往古_ニ雖_ニ在_ニ之_ニ値_ニ火災_ニ軸端燒_ニ文字_ニ不足一軸者懸_ニ雨漏_ニ字割不_レ分明_ニ此度兩軸校合書寫畢。

尔時 寛永十一年甲戌六月 日

右之記例幣使料御定之刻板倉周防守様水野石見守様五味備

前守様披遊候上、御公儀に可指上旨依被仰付候

佐野主馬様

設樂勘左衛門様

承應二年癸巳十一月十一日指上畢

右に據りて大井手設定の理由、延長、水秤り井手守・田植、井手の管理、井手守への給田及び文書改寫せし理由等が明かである。次に井手の覺といふ文書は井手の管理、井手守、給水に關する事項を記述したもので、或部分は前記の瓶原井手之記と重複した點がある。紙面の都合上全章の記載を省略し、主要なる點を述べる事としよう。井手覺書は始に井手の略圖を畫き各「はづし」船、水口、「いせき」を井手枕より順次其の所在を明記し、井手守の數と、其の各部落への割當數とを記し、且つ井手守の沿革を述べてある。この最後の二項は井手舊記と大同小異なものである。井手舊記にないもので、重要なものが數項あるから左に述べやう。

二月に井手祭と申而吉日をあらび井手枕をつくり仕候（其後春中十六人として井手枕造路以仕候）

毛付前に瓶原家那みに罷出、井手を掴申候。海住山出家衆も井手枕ニ而祈念仕候、堤などくへ石かけ仕候時も出家衆罷出祈念罷仕候。片座衆より末八人拔出申候

井手之内、寛五つ御座候是は瓶原御知行被成候御衆より毎年被下候

夏中は十六人之井手守毎日二人宛井手に付居申候

六月朔日より河原村が二人西村が二人此四人毎日大いせきよりあしだ迄井番仕候用次第に水を取申候。水上より少も異議無御座候

日てりの時は番水ニ仕、川原村、岡崎村、西村、此三ヶ村に水を取流の末より次第に入上り申候

慈心上人様より右之通御究被成候

草山之儀ハ井平尾村、奥畑村、口畑村、佛生寺村、西むら法華寺野村右村々近所ニ御座候。是は瓶原中より互に立相廻來り申候以來相違有間敷候右之條々其外井溝かけこし等迄互に少も相違有間敷候以上

右は承應二年十月三日の日附にて、瓶原各村の庄屋連判を以て明示したもので、最後の裏書に板倉周防守始め五名の上司連名捺印を以て、右庄屋衆連判狀の正當なる事を證明したものである。

山城瓶原の大井手と例幣使料地

右二通の舊記によつて、井手に關する基礎概念は得られるが、條文は抽象的にして、了解に苦しむ點あり、且つ現在實施してゐる方法は多少右舊記と異つた點もある。又年中行事として現在實行してゐる事の中には右舊記に明かにされてゐない點もあるから、現行の實際的行事其他に就き説明しよう。

年始めの行事として一月十六日、即ち上人の命日に「ヤブイリ」と稱して、井手守は全部海住山に參詣し祝儀を行ひ、席上井手祭の日取を決定する。

井手祭は、年中行事中最も重要なものにして、井手枕に井手守集合し祭祀を行ふ。當日は村小學校兒童も之に參列する。其の式は極めて簡單なるものであるが、七百年來の傳統を有するものにして、むしろ土俗學、民俗學上より見て興味あるものと思はれる。即ち井手枕側の花崗岩の巨巖の側に祭壇を設ける。祭壇は篠竹三尺二寸のもの二本を柄とし、白紙十六枚を以て

白幣に洗米包を結びつけるものである。又三尺二寸の柱を四本たて、其の末を四つに割り、四方にヌキを入れ正方形になし、割篠竹を藁で四ヶ所編み方一尺六寸の上に簾をのせ、その上に白小餅三十二個、白大餅十六個とを供へ、大餅は之を十六個に割り、檜の葉十六枚に四列に並べて共に載せ、別に御神酒を供へて後、般若心經を誦し、八大龍神を祀り、併而水豊にして五穀豊穰を祈るものである。

式後供物を各々戴き、井手守の年長者（之を一老といふ）の家に至り、一老の保管する慈心上人の像を祀り白餅を供へ、上人以來傳來すると稱される朱塗の大杯に神酒を上げ、燈明を献じ、般若經を誦し、後神酒を戴き酒宴を開く。席上一老より井手檢分の日取を諮り定める。井手祭は毎年一月のみづのえ、たつの日に行ふ定めである。井手檢分とは一月下旬井手守揃つて（近年村長、土木委員加る）井手を檢分し、其の修理箇所を檢し、修理日時を定むる事である。

右檢分の結果破損箇所修理の爲に要する人數を定め、各部落より人夫を集め、三月より四月に涉り、井手守監督の下に、井手山の芝取場より芝を運搬し、修理する。右人夫配當は元は舊石高により割出すもので、五十人割、百人割と言つて各部落に割當るのである。百人割とは舊石高百石に對して四人の人夫を出す事で、五十人割は其の半分である。而して此の人夫賦課法は古き時代よりの慣習にして、百人割の人夫を各大字に區分すれば、井平尾十四人、岡崎十四人、河原二十四人、西九人、東三人、登大路六人、佛生寺十四人、口畑、奥畑各八人總計百人である。

苗代の水掛は毎年四月廿日頃、即ち八十八夜前に井手守井手枕に集合し八大龍神を祀り、各「ハツシ」に杵を當て水掛を爲す。

毎年六月上旬の吉日を選んで大體大井手の記所載の通り大井手を掘る。つまり土砂堆積した井手の川浚へを行ふのである。當日は海住山住

職は井手守と共に井手枕に於て例の如く八大龍王を祀り誦經をなす。人足は村中各戸一人宛總人足で、各分擔區域を井手守監督の下に行ひ、午前中に終了し、正午より口畑の觸番宅にて饗應を受ける。此を郷河掘と稱へてゐる。但し近時村の青年團が、本事業を引受けるため舊慣を見なくなつた。

愈々用水充田の必要時となると本水掛を行ふ。之は六月十五六日頃井手守全部井手枕に集合の上、八大龍王祈願誦經して井手に水を通すのである。此日一老は、口畑觸番、奥畑の井手守を除く十四人の井手守に、井手巡視の順序を定める。而して巡視は本水掛の翌日より始め、毎早朝井手に添ふて井手枕まで上り之を點檢し、井手枕の制札場に塚を積み勤務の印をなす。この際小破損は適宜修理し、大破損の際は一老に報告し臨機の處置を爲す。巡視の方法は右の井手守十四人を「兄廻り」「弟廻り」とし各部落相互に朝番を定め巡視する。兄廻りとは井

手守二人以上の部落では年長者を兄とし、各區順番に廻り、弟廻りは年少者の巡視である。何れも七人宛で十四日毎に一巡する。右勤務の標しとして、井手枕に土砂を盛つた塚を積み、その上に一巡視した者は、青葉のある枝を挿立てて置く。而して二列に築いて向つて右より順次四個、其の前に同じく三個を築き、弟廻りの初の者が之を崩して地均しをなし、前記の如く順次七個を築けば、兄廻りの初の者が之を崩して新に築くのである。單純な方法であるが、要を得てゐて未だ誤を生じた事がないといふ。

又別に給水掛として拾ひ番の制度がある。之は井手守職務外の事で、本水掛後夏至より秋の彼岸まで、西區より人足二人宛農家交代に、千本杭から「あしだ」まで、各水口を止め、水を千本杭下流に流すのである。この流水時間は正午より午后三時迄で、夕刻には新に河原區から二人宛出て右同様な事をなし、夕方より翌朝まで流下するのである。

其他の行事として七月上旬海住山寺にて、植付終了感謝報告の爲の順季喜、七月十八日の大般若會、九月一日の八朔詣をなす。之等の行事は殆んど總て海住山寺を中心とし、十六人の井手守主體となつて行はれ、一は開鑿の恩人慈心上人に感謝の念を捧ぐると共に一は、當年の通水無事五穀豐穰を祈ることが中心思想をなし、七百年の傳統を繼承し、何等の錯誤を見ず今日に及んでゐる。つまり本村統一和合の中心點を、此の大井手に結び來つた事は、本村の誇にして、我國農村社會問題研究の好資料となり、この方面の模範として推賞するに足ると思ふ。

慈心上人本事業遂行の結果、瓶原舊記に記載する如く畑地は變じて百八十町歩の墾田となり、往古六ヶ村高六百石のものが八ヶ村となり二千五百餘石の高となつた。現在瓶原村耕地全面積は二百八十九町五段餘で、その内田は百九十六町六段餘である。然るに慈心上人時代に、既に百八十町歩の水田が完成して居たのである

から、その残り十六町歩餘りが大井手灌漑以外の水田面積である。之が往古六百石の收穫反別であらう。仍て本村の開拓は慈心上人に據ると言つても過言ではあるまい。今日の技術を以てしても本地域に於ては慈心の工事以上に出る事は不可能に近い。郷民の上人を尊崇し、總て行事の中心を此點に集めてゐる事は、決して偶然の事ではない。されば上人の徳を慕ひ之を表彰する爲め、大正二年井手枕に一碑を建て長くその功德を記念してゐる。

瓶原例幣使料地

一

例幣使とは伊勢神宮に、天皇勅使を御派遣遊ばされ幣帛を奉らせるの使にして、其の起源は古く續日本記に、元正天皇養老五年九月乙卯天皇御内安殿遣使供幣帛於伊勢大神宮云々を以て其の始と言はれてゐる。爾來之が例となり、毎年伊勢大廟に例幣使を遣はされ、其の儀式は極

めて重大なる宮中行事の一にして、元は王氏を以て之に任じ、中臣・忌部・占部の三氏之に隨行するの定であつた、例幣使は神嘗祭に伊勢大廟へ派遣される使なる故その派遣の日は毎年九月十一日であつた。當日天皇は小安殿に御出御、御拜遊ばされるの例であつた。然し後代は神祇官をして之に代らせ給ふたが、壽永大亂に際し、諸國の幣料意の如くならず、遂に御土御門天皇末年より全廢の餘儀なき事になつた。爾後長く行はれなかつたが、後光明天皇の正保三年勅により、この盛儀の復活を見たのである。然るに例幣使は元來伊勢大廟のみに御派遣遊ばす例であつたものが、後に詳記する如く、此年三月に日光東照宮例祭に、奉幣使を御派遣に相成つた事が例となり爾後伊勢大廟と共に、日光東照宮への例幣使が定められたのである。實に徳川の勢力が例幣使へも及んだ事が之に依つて明かである。

例幣使の起原は右の如く極めて古く、例幣使

山城瓶原の大井手と例幣使料地

並に例幣使料については上代は詳細なる定があり、其の儀式は重大なものであつた。中世争亂の世となり其の使料田等も殆んど地方豪族の爲に奪はれ、其の原狀を失つたものであらう。依つて正保四年例幣使復活に際し、新に全國に其の例幣使料地を選定されたものと思はれる。従つて上代の例幣使料地と復活後のそれとは一致しない理由である。

二

瓶原の地が例幣使料地と決定したのは後光明天皇の承應二年十一月十一日であるから正保三年より八年目に當る。この間幕府に於ては例幣使料田の候補地を選び、愈々瓶原に決定する迄右の年數を要したものであらう。次に本村が例幣使料地として選定され、決定する迄の経緯に就いて述べやう。之は現在瓶原村役場に保存せらるる古文書に明かである。

御幣料發端之疊書（寫）

一、瓶原郷中者古來々藤堂大學様御知行也シ所、御幣料御見立

被遊候時慶安三年寅三月中比ニ京都町奉行五味備前守様瓶原郷へ御越被成候而御覽被成候處、北五ヶ村をよき所と御極め被成候而御飯り、其後又備前守様内衆斗奥畑を見おとし被成

望遠の地域舊料使幣例

(中島の東方より望む)



候而御越被成、此衆茂北側能き所と思召御飯り被成候。其後同四月比に京都御所司板倉周防守様、伏見之御奉行水野石見

守様、瓶原郷へ御越被成夫レハ海住山へ御上り被遊御下り之時坂へ御覽被成此御衆茂、北側一段之所と思召御飯り被遊候に付、北側のも共悦居申候所に同五月頃ニ上様御たかい被遊候に付此沙汰一圓無御座候に付最早御幣料に渡り申さぬかと打暮し居り候處に、中二年程過已の九月比に此沙汰御座候而、追付江戸へ御勘定方爲御上使佐野主馬様、設樂勘衛門様御兩人御上り被遊、十月三日木津ニ而一所ニ御泊り被遊、四日ニ板倉周防守様、水野石見守様、五味備前様右五人御衆、瓶原郷に御越被遊候而、市場村にて御津とい被成、萬事御もくろみ被遊候而、御免定を藤堂大學様奉行衆へ御乞被成候得ば奉行衆跡四年引なりし御上ケ被成候得共一段と思召大井手へ御登被成口畑村之加んぢよニ而皆々御相談被成此御衆茂北側能きと思召夫ハ北五ヶ村ニ御極メ被成候而堤堀ヲ御もくろみ被成海住山へ御登り被成候而四人之御衆ヲ右京都御所司板倉周防守様之御振舞被成候而、海住山へ御下り、坂より御覽被遊候テ彌々北五ヶ村ニ御誣メ被成候而御飯り被遊候。其後十二日京都町奉行五味備前守様、伏見御奉行水野石見守様、瓶原郷へ御越候而登大路村ニ而晝飯食被遊候萬事仰付御飯り被成候。其後又廿九日、五味備前守様之内衆木戸喜左衛殿目高四郎兵衛殿鐵砲衆二人普請之間逗留被成奉行被遊候。御上使一夜御宿被成堤堀目御覽被成候而晦日ニ京都へ御登被成候。此境茂初メ者道六尺ニ作り是を境目後者堀、いか成所も、二三度程ハ御なをし被成候。備前様御上使衆霜月ニ御越被成候

而佛生寺村ニ御泊り被成候。十一日ニ京都へ御飯り被成候。立石橋石ハ菅谷川又ハ二井川ガ出シ、石も皆入札ニ成大すみ之者請取申候。同廿日ニ北南庄屋組頭京都へ御召被成此修理普請者北南之者ニ仕候へとて割をさせ御取被成候。同廿七日周防様石見様、備前様、瓶原郷へ御越板倉周防様者廿七日ニ者神童子ニ御泊り、殘ル御衆者、佛生寺、登大路村ニ御泊り被成候廿八日ニ西村之大岩ニ而つどい被成候而西村ガ堤堀御覽被成候而初メハ天神ばばそへ、畠境目之内へ御入被成候得共周防様之御氣に入不申候而その替ニ田入申候得共此北南境目ハ以上三度迄なをり申候。夫々横繩手ガじやちへ御越被成、口畑村之加んぢよニ而、野志んかけ四人之御衆を周防様之御振舞被成候而、其後極月三日ニ御上使御越被成候而堀之しがらみ仰付京へ四日ニ御登り被成候、此竹木ハ流岡前藪ニ而御切セ被成候此奉行枝突キ之衆も、各者日相茂なきとて少し普請奉迄延し、七日八日ニ京都へ御飯り候。御上使も八日ニ江戸へ御下り被成候ニ付庄屋組頭共いとま乞ニ京へ登申候。右者あぜ草迄入組加り候得共此御幣料之地代ニ南、からせ不被成候様ニ御申付被成候。此定納之書物者大學様御越之時ガ跡四年引ならし、壹たんど通御さけ被成候而被下候。又明之二月八日ニ板倉周防守様海住山へ御登被成候而門戸札勸吉様寶物御覽被成候而周防守様之其上たう之修理仕候得とて銀五枚御出被成候而下リニ御覽被成、堤東境目迄御越被成候而神童子ニ御泊リニテ九日ニ京都へ御飯り被成候

以上

山城瓶原の大井手と例幣使料地

右書物者 御幣料發端之節覺書ニ御座候得共餘り虫くいそんじ候故安永三年申午四月ニ寫シ畢テ時承應二年ガ天明四辰年迄百三十二年成ル

天明五巳年迄百三十三年成ル

口畑村 庄左衛門 寫之畢

右覺書に據れば此地を始めて例幣使料候補地として檢分に來たのが慶安三年三月中頃である。右は日光例幣使を設定した正保四年から三年の後である。この間幕府に於て種々準備を爲し、愈々例幣使料地候補地選定といふ順序になつたものであらう。尙本村を候補地として第一回の見分に幕府の官吏が出張し（現狀を詳細に視察調査の上、多分右報告を幕府に奉り）再び幕吏が、本調査に來る迄二ケ年間を經過してゐる。この間に調査役であつた板倉京都所司代が死去した事もあるが、全國に幾多の候補地を選定し、比較考察し以て之が決定を行つたであらう事は右の覺書を見ても想像される。瓶原を再調査に幕吏を派遣してから、尙數回に涉り所司代や奉行は勿論、幕府より勘定方出張し吟味を

重ねたる上、北五ヶ村を其の使料地として決定を見た次第である。五ヶ村とは東・登大路・佛生寺・口畑・奥畑の各村（町村制施行後村を廢し大字となる。）にして、附圖に明かなる通り、瓶原村の大體北側（山地に近き方）にして、大井手を中心としたる丘陵地帯である。

例幣使料覺書に據ると、再調査に勘定方が出張してから決定迄約半年を要し、その間境界目には道六間とし、又堤防や溝を築いてその境にくちなし・からたちを植え、又竹木にて垣を造らせた所もあつた。右境界に堤防を築き溝を掘り、くちなし・からたちを植えたといふが今日では其の遺蹟なり遺物は明かでない。

境目に就いては徳川實記によると、「又今度例幣使料トシテ五ヶ村ヲ定給フニヨリ京職板倉周防守重宗ニ老臣連署ヲモテ令シ下サルハ、ソノ五ヶ村ノ内、フタ村ハナカバヅツ分レタル地ナレバ、其ノ境明カナラザランニ於テハ溝洫ヲ掘、土居ヲ築、或ハ炭ヲ埋、竹木ヲ植シメ、コ

レヲワカチ、後代評論ナカラシヤウハカルベシ。兩村相ワカチ境定メナバ使料ニ定リシ地ハ村名ヲ改ムベシ、云々とあり、境界が村を中斷した所は溝洫を掘り、土居を築き、或は炭を埋め竹木を植へ後日の争を防げといふので、多分右工事中に於て、その通り施行されたものと思はれるが、今日其の遺蹟は明かでない。西和東村境の奥畑山地に土盛（之を傍余塚と言ふ）があるといふ。此傍余塚は元五十二塚あり、傍余石と共に、例幣使料地域の範圍境界を示すものであつた。

例幣使料境界の右標石は合計十九本あり、其の位置は別圖に記載する通りである。従つて此の標石の位置は、當時の例幣使料地域界を示すものである。標石の大きさは、高さ地上で約一・五米土中に四十糎程埋つた四角柱にして、先端は尖り其の底面は約〇・三米の正方形である。石は花崗岩で表面の文字は

例幣使料境目傍余石也

とあり、裏面に承應癸巳二年正月十一日とある。

但し此の境界石には新舊二種あり、右のものは新標石である。舊標石は、今大字佛生寺の春日神社の境内に一基残つてゐる。高さは全六尺三寸地上の高さ約三尺八寸内外で其の形は四角柱（稍菱形）をなし、新標石に比し細工は粗雑である。表面の文字は次の如く刻されて居る。

伊勢大神宮
日光東照宮 例幣使料東境之傍余也

裏面の年號は承應二癸巳年十一月日とある。

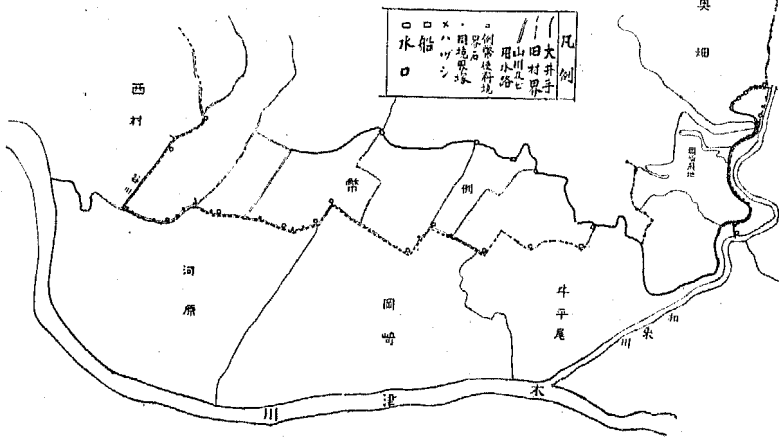
されば舊標石は其の位置に従つて東とか西とか文句を異にしてゐたものらしい。如何なる理由にてかく改標したか明かでないが、村人の言に依ると、伊勢大神宮、日光東照宮の文字のために此地を通る諸大名も、一一下馬し敬意を表したので、其の煩よりのがれるために改めたものとの事である。新標を見ると伊勢大神宮、日光東照宮の文字がないから、或は事實かも知れぬ。

元は次に述べる覺書所載の通り、庄屋は之に墨入をなし、能く見える様に取扱つて來たものであるが、今日に於ては之を顧る者も少なく、掘倒されたまゝ路傍に放任されてゐるものが多い。史蹟として又郷土教育の上より見て、是非元の位置に正しく保存すべきである。聞く所によると京都府史蹟勝地調査會に於て之が調査報告が行はれるらしいが、速に史蹟に指定される事を望む次第である。

尙標石や土盛の位置は別圖第三圖に示す通りである。之は瓶原村役場保存の古圖に、標石・土盛の位置が記載されてゐるから、右古圖から同村役場三千分一地積圖に轉載し、以て正確な舊位置を示したものである。圖を見ると明かなる如く、標石と標石との間に、土盛を連續配置し以て其の境界としたのである。但し、奥畑方面の山地は主に傍余塚が多い。既に述べた如く塚は殆んど残つてゐない。従つて炭を埋めて造つたといふ塚の構造は、村民と雖も殆んど知る者

第三圖

瓶原大井手並二例幣使料地域圖



がない。又境界には土手を築きその上からたちを植えてあつたらしいが土手もからたちも、共に姿を消し昔の面影を知る事が出来ない事は既述の通りで史蹟として惜しい事である。

三

さて愈々例幣使料地として決定したので、使料地域内の諸設備に對して、域内五ヶ村民として如何なる申合をなしたか、又村民に如何なる心理的作用を及ぼしたか。承應二年十一月十一日附瓶原五ヶ村庄屋連名の覺書は其の事情を明かに物語つてゐる。依つて二三の資料を次に擧げる。

覺

- 一、例幣使料境目之土手堀少も損候はゞ五ヶ村として修復可仕事。
- 一、同境ニ立申候石之銘庄屋代替之度々疊を入能見候様ニ可仕候。庄屋代替ニ而無之候共疊薄ク成見兼候はゞ五ヶ村として幾度も疊を入可申事。
- 一、洪水之時分自然山ノ砂押出すか又ハ水ニ而田畑押流シ候者向之村々御座候而茂如前之、五ヶ村寄合普請可仕事。

一、野山之儀隨分念を入杯し申候様ニ五ヶ村として相守可申事
一、郷中御仕置之儀如御壁書之相守小百姓共能々可申聞事。
一、惣百姓耕作之儀無油斷仕、身持を能致少茂奢たる儀仕聞敷候。勿論衣類食物屋作等分ニ不似合結構ニ仕聞敷事。

一、五ヶ村之庄屋並組頭乙名百姓迄御請狀ニ判仕候分替申候はゞ其度々御支配之分へ申上御請狀之趣合點仕候由書付指上可申事。

一、五ヶ村中何々村々而茂惡事出來候はゞ其村之百姓中ハ不及申相殘る四ヶ村之百姓迄曲事ニ可被仰付由堅仰付候間萬事五ヶ村之庄屋組頭五ニ吟味惡事不出來様ニ可仕事。

一、御年貢之儀御請申上候定納之通少茂無油斷急度取集御藏へ入置拂方儀者御支配之方へ得御下知御指圖次第ニ可仕事。
右之條々堅相守末、迄衆ニ不成様ニ小百姓迄急度可申渡候。
少茂違背仕聞敷候爲其如斯ニ御座候
以上

承應二癸巳年十一月十一日
瓶原之内奥畑村庄屋
五郎四郎

同 口畑村庄屋

孫右衛門

同 佛生寺村庄屋

孫市

同 登大路庄屋

彌次平衛

同 東村庄屋

權右衛門

山城瓶原の大井手と例幣使料地

右覺書を見るに如何に郷民が例幣使料地となり其の責務の重大なるかを感じ、共に相戒め合ひつつ進んだ事が判る。故に例幣使料地に指定された事が、一村の風教上、社會政策の上に、甚大なる影響を與へた點は決して見逃してはいけない。

其の他古文書を見ると、瓶原各村庄屋連名にて上司に差上げ中に、旱損水風損ありとも上納米は子々孫々に到る迄懈怠仕らずとか、例幣使料地境界の土手の上に植えられた、からたち・くちなし等の枝葉にもむざと伐採申さずといふ、一札を入れたもの等があり、當時の事情を知る興味ある資料である。

四

次に例幣使料地の石高及び例幣使の費用等に就き瓶原村古文書を見るに、使料地五ヶ村にて千九石四斗で、其の内譯は奥畑九十九石九斗、口畑百三十五石三斗、佛生寺三百八十八石七斗八升、登大路二百六十七石五斗八升東百十八石

七斗一升であつた。其他の四ヶ村即ち例幣使料地以外の岡崎・井平尾・河原・西の各村は禁裏御料で其の石高合計千四百四十六石六斗九升であつた。而して此の禁裏御料の各村を外郷と稱へ、例幣使料地の各村を内郷と呼んだ。

例幣使料地千十石の内六百六石六斗を六つ取と稱して定納とした。そのうち三百二十二石を伊勢神宮の分とし、六百八十八石を日光東照宮の分に充てた。而して前者は毎年三月・九月の二期に分ち御所代官を経て上納、後者は金納は毎年十二月に御所代官へ、米納は翌年二月御所御倉へ直納したものである。

次に伊勢大廟、日光東照宮への各々の例幣使派遣の費用を見るに、伊勢への分は祭祀用諸費用合計米百二十五石八斗、勅使參向道中雜用として米六拾七石八斗、銀一貫四百四十六匁八分で合計米高百九拾三石六斗である。日光東照宮への分は勅使參向の諸雜用として米八拾壹石五斗、例幣使賄費次に述ぶる如く銀四貫八百八

匁、之を當時の米に換算すると二百二十五石三斗七升五合であつた。

京都より伊勢並に日光への例幣使の通路所要日數を見るに、伊勢へは上代同様逢坂關越え、瀬田草津鈴鹿峠を経る道順で、其の道中往復十日を要した。日光への例幣使は、往路は中山道を下り碓氷峠を踰へ、上野國新田郡より下野國の梁田に出て、栃木を経へ日光へ赴くもので、此道を例幣使街道と稱してゐる。還路は日光を發し宇都宮を経て、千住に出て淺草寺で小憩の後、東海道を京都に上つた。此の京都日光間上下日數五十日を要した。今日鹿沼・今市間の縣道に沿ふ杉並木は例幣使一行を年年に送迎した當時を物語る記念物である。

因に例幣使一行の組織・費用並に其の人員につき、瓶原村役場の古文書を見るに次の通りである。

伊勢大神宮への分

銀總計壹貫四百四拾六匁四分

一、銀六百五十四匁

一、五十目

一、三百目

一、百二十目

一、二十八匁八分

一、八十四匁

一、七拾二匁

一、銀百八拾八匁八分

一、三十目

一、百目

一、拾匁八分

一、銀百八拾八匁八分

一、銀百八拾八匁八分

一、銀百四拾五匁二分

一、三拾目

一、六拾目

一、七匁二分

一、四拾八匁

一、銀八拾目

日光東照宮への分

銀總計七貫七拾壹匁六分

一、銀四貫八百八匁

祭主雜用

祭主一人往復十日分

侍中間十五人分同前

雇人六人分同前

宿料十六人分九泊分

乗物かき四人分

馬三匹駄賃

使主雜用

主人一人往復十日分

侍中間五人分同前

宿錢六人九泊分

忌部雜用

卜部雜用

主人一人往復十日分

侍中間三人分同前

宿錢四人九泊分

馬二匹駄賃

御幣持四人雇十日分

一、二百五拾目

一、一貫九百匁

一、一貫目

一、百九十六匁

一、六百三十目

一、八百三十目

一、銀九百三十一匁八分

一、百五十目

一、四百目

一、四拾九匁

一、三百三十二匁八分

一、銀九百三十一匁八分

一、銀四百目

主人一人往復五拾日分

侍中間十九人分同前

雇人十人分同前

宿賃二十人拾九泊分

乗物かき六人分

馬五匹分駄賃

内藏史生貼入用

内藏史生一人往復五十日分

侍中間四人同前

宿錢五人四十九泊分

馬二匹分駄賃

衛士貼入用内譯右同斷

御幣持四人雇分

右勘定書に據ると、伊勢へは往復十日九泊を以てし、日光へは往復五拾日四拾九泊であつた事が判る。尙伊勢への分は日光よりも其の組織が複雑で、人數も馬匹も數が多かつたのは當然の事であるが、之は一に上代の式法に従つたものと思はれる。然し道中費用は日光が遠距離で日數五倍を要してゐるので、其の費用も約五倍に當つてゐる。

山城瓶原の大井手と例幣使料地

例幣使貼入用

日光例幣使の起原は大猷院殿御實紀によると正保三年三月十日參議持明院基定を臨時奉幣使とし、派遣された事に基くものである。之は去年宮號を宣下せられて、今年始めて奉幣せられ、之より毎年御派遣の例となつた。又伊勢大廟例幣使も同時に再興せられた。かくて日光へは慶安二年より慶應三年迄、連綿として二百十九ヶ年間絶へた事がなかつた。

日光例幣使は日光東照宮の大祭（自四月十五日至十七日）に參向されるもので、同十六日の行式には例幣使は上宮に座し、宣命を奉讀し、奉幣拜禮する最も重要なものである。従つて日光に於ては其の接待なり、儀式は大祭の中核をなしてゐたものであらう。

例幣に要する諸費用の財源所得として、本地方の例幣使料田を設定した理由である。

東照宮史によると、忠利宿禰日次記に、明暦元年四月高倉郷御派遣の際の例として、次の古文書を擧げて右例幣使に要する諸費用を瓶原村

に命じてゐる事を記載してゐる。右日記には其の石高を八拾壹石五斗と擧げてゐる。之は前記瓶原村古文書所載の石高と一致するもので、確に日光への例幣使料は八拾壹石五斗であつた事を證明してゐる。

明暦元年三月廿六日 晴、日光例幣使之下行、海閑寺一位殿より判調由にて來、此度板倉周防守判ニ、牧野佐渡守判加來。路物帳ハ幣使高倉永將卿之侍五味備前方へ持て參、始而佐渡守添狀有、陳儀方帳俄故衛士ニ持て遣、備前家老來月朔日二日此ニ瓶原百姓庄屋へ申付、可レ進由返事也。清閑寺一位殿帳相濟禮ニ參、一條殿へ參、四月六日瓶原庄屋來申云、五味備前内島又衛門・吉田太左衛門被レ申候て、今度例幣使周防守・佐渡守要判被レ致、帳可レ被レ下候也。則取替如レ斯調進上申間則如此也。使主殿・治部・國部九兵衛同道にて五味備前へ本帳令ニ持參、則書替如此

可ニ相渡ニ午之納米之事

合⑨八拾壹石五斗者 但京着

右者日光例幣使陣之儀爲御下行米、如ニ毎年相渡候重而勘定可ニ申上候

承應四年未卯月六日

島又右衛門⑨

吉田太左衛門⑨

例幣使料瓶原五ヶ村

右主殿、使部持參、今日例幣陣儀御下行武石、身下行五石、
官符料合七石請取之、珍重々々。

五

結語として本地域が特に光榮ある例幣使料地に指定されたが、其の理由に就き考察して見よう。例幣使料に關する古文書の中には其の理由に就き記述されたものは見當らない。従つて指定理由は明かでないが、大體次の諸點に立脚されたものかと思はれる。

1. 瓶原の地理的條件が他より卓越してゐる事
2. 大井手存在により灌漑用水に絶對的安全なる事

3. 歴史的由緒深き地なる事

第一の地理的條件の卓越した點は、一小獨立盆地の丘陵地であるから、水害の危險絶對にない事である。南部の低平なる地域は、土性豐沃米質米量共に北方丘陵地より優れてゐるが、河岸に近き爲め洪水の厄難に遭ふ危險性多き故之

を避け、北五ヶ村と決定されたものと思はれる。尙地形が北・東・西の三方が山地で、南に緩斜し陽光を受くる事が十分であるから、氣候溫暖加ふるに風雪の害亦極めて少い等自然地理的條件が他より遙かに優れて居る。又帝都より近く。木津川の水運は勿論、陸路の交通亦至便なる點等例幣使料地として選定されし一因と思はれる。

第二は慈心上人開鑿の大井手存在によつて、灌漑用水が如何なる旱天續きと雖も、絶對に旱魃の愁なく、例幣使料地として重大なる職責に任ずとも安全なる地域である事である。他の諸條件が如何に良好卓越してゐても、灌漑用水に懸念する土地であるなれば、到底例幣使料地として選定される事はあるまい。實に例幣使料地に選定された根本理由は、慈心上人の餘恵たる大井手の存在にあると言つても過言ではなからう。茲に大井手と例幣使料地との關係を知る事が出来る。

次に例幣使料地とか、又は御即位の際の悠紀・

主基田の如く皇室神宮に關する御料地の選定は、その地の格、即ち歴史的條件が優れたる地を選ばれる事が多い。此の見地より見れば本地域は恭仁京の故地にして、風光亦清麗なれば光榮ある大任を負ふに適當なる所である其の他或は藤堂氏對幕府の關係等もあつたのか判らないが、茲に記載するの資料を有しない。

以上を以て概略選定の理由とする所であるが、結局本地域の地理的諸條件の卓越してゐた

點が、其の重要な一因を爲してゐるものではあるまいか。

終に本調査を行ふに當り、資料蒐集其の他に御指導御盡力を仰いだ京大中村新太郎教授、同中村文學部助教、柴田學士、瓶原村長同助役、恭仁小學校長松吉源重郎氏他職員、同村林慶次郎氏又資料蒐集に御援助を仰いだ中西彦治氏等の井手守諸氏に謹んで感謝の意を表する次第である。

(昭和十年一月五日記)

江州信樂燒の立地的觀察 (二)

杉 山 精 一

(木) 釉藥原料

石類^{セキ}及び灰類を使用す、長石質岩石の分解物よりなる原料を石といふ、石類は主として附近

の郡内北柚村字山上、小川村字柞原、長野町字南松尾、三雲村字三雲、伊賀國阿山郡石川村で他に三河國加茂郡廣見、及び熊本縣天草地方よ